## 美味しまね認証申請書類の送付先及び押印廃止について

このたび、県の機構改革により書類等の提出先が変わりました。 また、行政手続における押印等について見直し、美味しまね認証の申請関係書類、現 地審査受審後の是正報告書、認証マーク使用関係書類について、押印を求めないことと しましたのでお知らせします。

申請書(更新含む)の送付先は下記のとおりとなります。

〒690-8501松江市殿町1番地

●農産物

島根県農林水産部 産地支援課

美味しまね・GAP スタッフ

TEL0852-22-6011 FAX0852-22-6036

●畜産物

島根県農林水産部 農畜産課 家畜衛生グループ TEL0852-22-6951 FAX0852-22-6043

●林産物

島根県農林水産部 林業課 林業普及スタッフ TEL0852-22-5162 FAX0852-26-2144

●水産物

島根県農林水産部 沿岸漁業振興課

担い手確保・育成第二グループ

TEL0852-22-6020 FAX0852-22-6048

変更届、認証マーク使用申請書、実績報告の送付先は

「島根県農林水産部 産地支援課 美味しまね・GAP スタッフ」 となります。

農産物の監査予定については、公益財団法人しまね農業振興公社担当者から連絡しま すのでご対応いただきますようお願いします。

美味しまね認証のホームページでも、申請先の変更・要領等の改正について掲示して いますのでご確認ください。

〔改正した要領等〕

〇安全で美味しい島根の県産品認証制度実施要領・現地審査規程・危機管理行動規 程・認証マーク使用規程

〔主な改正点〕

- ○組織改編に伴う部署名の変更
- ○申請及び届け出書類の押印廃止
- ○危機管理行動規程:対象とする事態に「食品安全を脅かす事態」を追加
- ○危機管理行動規程:対処を行う主体、手段の明確化
- ※ 制度改定に係るお知らせのため、「美味しまね通信」は不要とされた方も含め全ての認 証者の方に送信しています。

島根県農林水産部 産地支援課

産地企画グループ 美味しまね通信担当 (勝部)

TEL:0852-22-6011 FAX:0852-22-6036

E-Mail:oishimane@pref.shimane.lg.jp

★美味しまね認証 HP http://www.oishimane.com

